## 教職員の福利厚生について

教育庁企画管理部福利課、公立学校共済組合千葉支部及び千葉県公立学校教職員互助会は、 新しく教職員となられた皆さんを、福利厚生面から支援します。

## 1 福利課

公務・通勤災害補償事務や教職員住宅(原則世帯用)の貸付、退職手当や児童手当の支給等を行います。

- 2 公立学校共済組合千葉支部 HPアドレス <a href="https://www.kouritu.or.jp/chiba/">https://www.kouritu.or.jp/chiba/</a> 教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを 目的とした組織です。
- (1) 短期給付

教職員の病気、けが、出産、休業、災害等に対する給付を行います。

- 医療機関等で診療を受けた場合(本人負担3割 共済組合7割)

一部負担金払戻金、出産費、傷病手当金、災害見舞金等

(2) 長期給付

退職、障害又は死亡に係る年金の請求事務を行います。

(老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金)

(3) 福祉事業

保健・厚生事業、貸付事業、宿泊施設運営事業等を行います。

- 3 千葉県公立学校教職員互助会 (任意加入) HPアドレス https://www.chibagojo.or.jp/ 教職員の生活の安定と福利の増進を図ることを目的とし、会員の会費をもとに会員同士がお互いに助け合う組織です。
  - (1) 短期給付

入院、出産、死亡、災害等に対する給付を行います。

(2) 福祉事業

保健・厚生事業、貸付事業、結婚や入学祝金の給付等を行います。

(3) 退職慰労金事業

会費の50%を積み立て、会員が退職した時に退職慰労金として返還します。

なお、年間を通して様々な保健・厚生事業を実施していますので、別添資料を御覧ください。